

## HP 原稿

# DV 被害者への同行支援を〈見える化〉しました

DV被害者に寄り添う支援として同行支援があります。

DV被害者は被害から逃れた後、離婚や親権についての調停や裁判、行政への住民票等の措置や様々な支援の申出、治療での通院等が必要となります。しかし、DV被害者は、一時的に回復したかに見えても、フラッシュバックなどトラウマの影響、支援現場での二次被害等により、人との対応に恐怖感や不安を覚え、記憶障害や思考を整理しにくい等の困難状況に陥る場合も多いものです。

そのため、当事者に寄り添い、同行し、対応する人や機関との橋渡し、被害者の権利を擁護する長期的・継続的な同行支援が必要不可欠となります。特に、言葉や在留資格の問題、自分が育った文化と違う日本で生活する中でDV被害を受けた在住外国人女性の場合は、通訳・同行支援は、字義通り命綱となります。実際に、家庭裁判所や法律事務所、役所等への同行は上位を占めています

同行支援は、単にDV被害者に付き添うことを意味するものではありません。被害者の身を守り、被害者一人では対応できにくい場面で、被害者の権利を擁護する支援であり、被害者の回復・自立に向けた、なくてはならないアドボカシーとしての意味があります。

現場で同行支援をしている私たち支援者は、同行支援の必要性とその効果について、身を持って実感してきました。被害者当事者から、「同行があつて本当によかった」との声を頂いてきました。けれども、今までDV被害者への同行支援の実態とその効果について、なかなか一般の方々、社会に理解してもらえませんでした。

そこで私たちは、東京で実施してきたDV被害者への同行支援の実態と効果を集計・分析し、〈見える化〉しました。在住外国人被害者をはじめDV被害者の実態と同行支援について、多くの方々に理解し関心を持っていただけたら幸いです。

本事業は、分析と監修を中央大学の武石智香子教授に依頼しました。中央大学商学部武石ゼミの学生さんにご協力頂きました。また、平成29年度東京都在住外国人支援事業助成を受けています。

\*無断転載禁止。転載希望の際はご連絡ください。

2018年3月

一般社団法人 ウェルク

<目次>

- I DV 被害の現状と同行支援
- II 同行支援の現状分析
- III 同行支援の効果

## I DV 被害の現状と同行支援

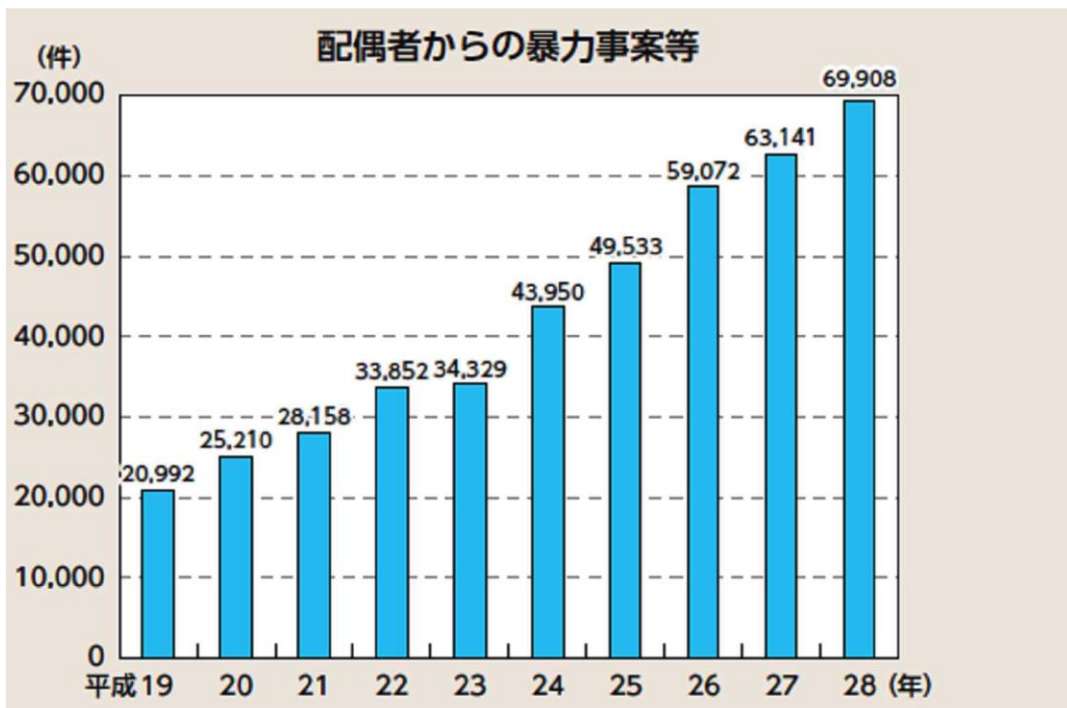
### 1. DV 被害者支援をめぐる背景

#### 【国・都の動き】

平成 14 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)制定以降、配偶者からの暴力事案の相談件数は増加し続け、全国の相談件数は 5 年前の 2 倍以上になっています(資料 1)。また、東京都内各相談機関における配偶者暴力相談件数は 5 年前の 1.4 倍です(資料 2)。

こうしたなかでは、平成 18 年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を制定。29 年 3 月に第 3 次改定同計画を策定し、関連機関・民間団体と連携し、DV 被害者支援に取り組んでいます。

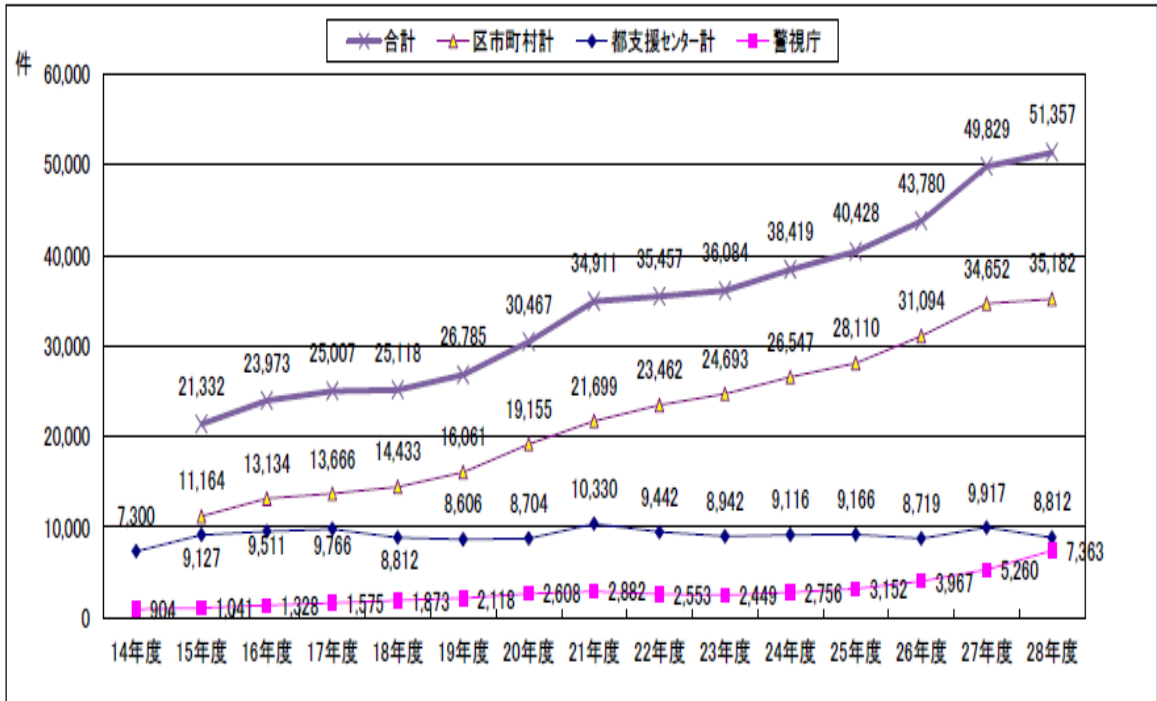
【資料 1】 配偶者からの暴力事案の件数と推移 警察白書 平成 29 年  
◆相談件数は 5 年前の 2 倍以上



【資料2】東京都の配偶者暴力相談件数の推移 東京都生活文化局

◆都内の相談件数は5年前の1.4倍

1 都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移



【都内の民間支援団体の動きと同行支援】

DV防止法以前から、各民間支援団体は独自に同行支援等を含めたDV被害者支援に取り組んできました。私たち東京でDV被害者支援をする民間団体は平成23年度に、「地域における男女共同参画推進連携事業」(内閣府)の企画が採択され、東京都と関連機関、民間支援団体が一緒に支援連携について話し合いました。また同年、総務省の「住民生活に光をそそぐ交付金(光交付金)」を契機とし財源的な支援を得て、都内で活動する複数の民間団体が連携し同行支援事業を開始。光交付金事業終了後は、平成25年度から東京都の「DV防止等民間活動助成」を受け、助成事業を活用し連携事業を継続。更に平成27年度からは、コーディネートによる連携同行支援事業を展開しています。この民間団体が連携して同行支援を実施するなかで、民間支援団体の中間支援組織として、私たち一般社団法人ウェルクが設立してきました。

2. 同行支援の現状と課題

【DV被害者支援をめぐる社会状況と課題】

グローバル化の進展とともに、在住外国人女性の被害が年々増加し、出会い系サイトなどネットやSNS、LINEなどの新たなコミュニケーションツールを介したデジタル暴力など新たな形の暴力増加に伴う

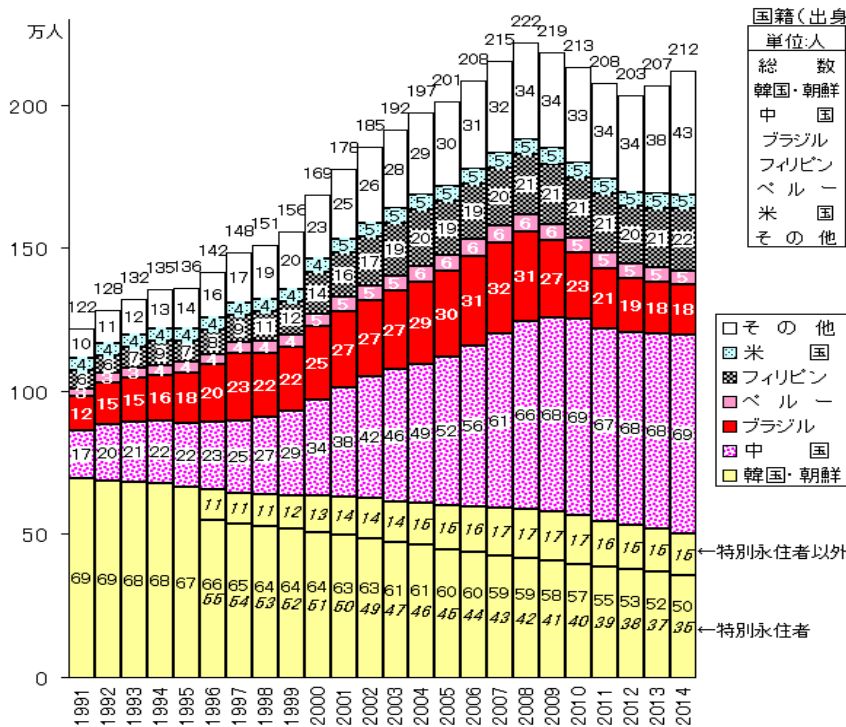
若い女性の被害も増加、また高齢化の進展とともに65歳以上の女性の被害も急増し、様々なDV被害者への支援が必要となっています（資料3）（資料4）。しかし、それに対応する行政窓口での支援が追いついていない現状がある。民間支援団体だからこそ可能なきめ細かい支援が必要となってきています。

一方、児童虐待相談対応件数が、5年前の2倍以上となり、特に、児童が同居する家庭で配偶者暴力を見聞きする面前DVによる心理的虐待について警察からの通告が増加しています（資料5）。今後、ますます面前DVで被害を受けた子どもへの支援が必要となることが予想されます。

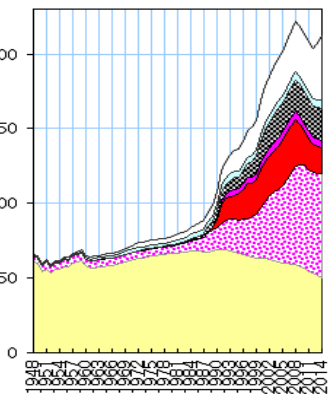
さらに、現在議論されている「親子断絶防止法案」—その後「共同養育支援法案」と変更（資料6）が仮に制定されると定期的な面会交流が求められることが想定されます。加害者である父親と直接会うことで連れ去りや暴力を振るわれる危険が高まることもあり、面会交流の同行支援のニーズも高まると考えられます。このように、在住外国人女性、高齢者・若年女性、面会交流時の同行支援がますます必要になっている状況です。

**【資料3】外国人被害者の増加関連** 法務省「在住外国人統計」、厚生労働省調べ  
**◆一時保護所に保護される外国籍女性は日本人の5倍**

在留外国人（登録外国人）数の推移（毎年末現在）



万人（参考）長期時系列



（注）中国には台湾を含む  
 （資料）法務省「在住外国人統計（旧登録外国人統計）」

外国籍女性がDVで保護される割合は日本人女性の約5倍

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
DVを理由に婦人相談所に一時保護された女性数	4,565	4,549	4,666	4,681	4,579	4,312	4,373	4,366
うち日本籍女性	4,177	4,142	4,225	4,261	4,203	3,913	4,016	3,981
うち外国籍女性	388	407	441	420	376	399	357	385
外国籍者の割合	8.50%	8.95%	9.45%	8.97%	8.21%	9.25%	8.16%	8.82%

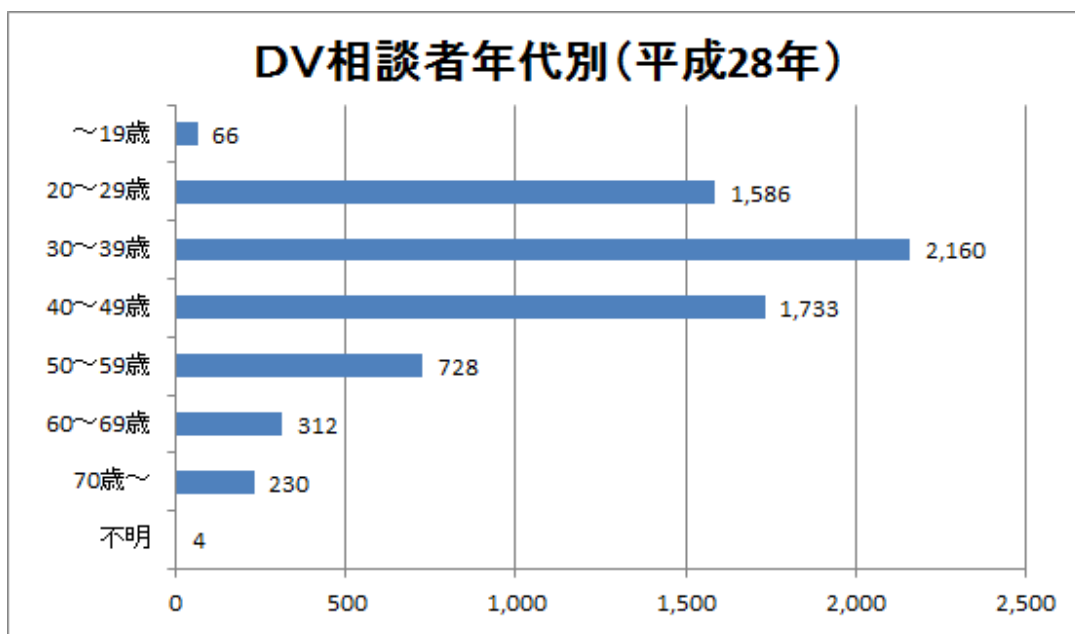
厚生労働省家庭福祉課調べより作成(年度別統計)

在留外国人の推移 家族滞在や永住者など中長期の配偶者は前年比約10%増えている(在留外国人人数推移 法務省) <http://www.moj.go.jp/content/001220573.pdf>。在住外国籍女性は114万。うち一時保護された女性は0.3%にあたる。一方、日本人女性は6549万人のうち一時保護された人は0.06%で、在住が国籍女性の被害は日本人女性の5倍に当たると考えられる。

【資料4】10代と高齢者の相談件数 警視庁「配偶者からの相談事案の概況」本同行支援事業

◆最近の4年で10代の相談件数は4倍以上、高齢者の相談は2.5倍以上

警視庁によると、H28年度の10代の相談対応件数66人とH24年度の16人の4倍以上になっている。また、私たちが実施している同行支援では、10代はH27年は14人でH25年度の4人の3.5倍、また、同行支援に占める10代の割合はH27年は8.7%で、H25年度の1.4%の6倍以上となっている。また、高齢化の進展とともに高齢被害女性への支援も増加している。警視庁によると、H28年度の70代の相談対応件数は230件とH24年度の90件の2.5倍以上になっている。



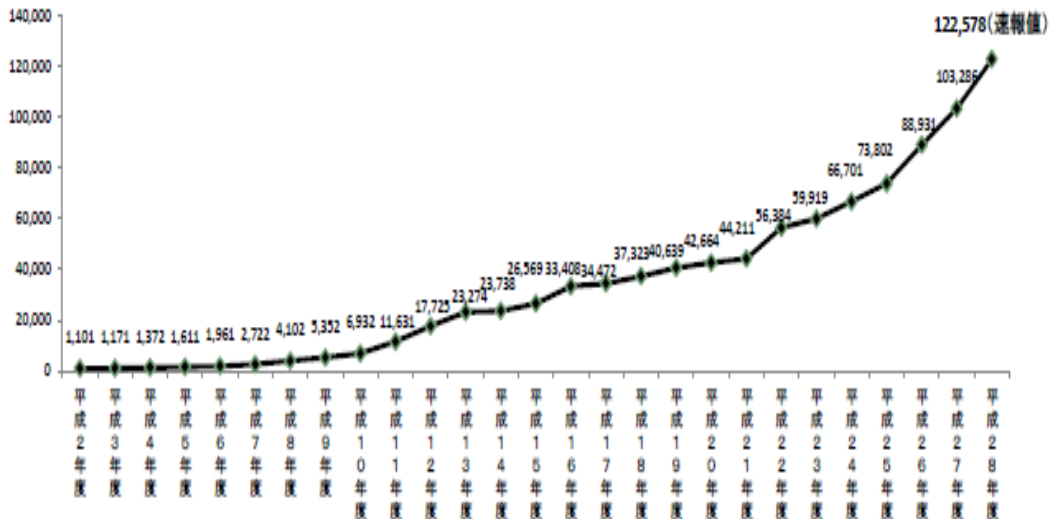
[http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/about\\_mpd/jokyo\\_tokei/kakushu/dv.html](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/about_mpd/jokyo_tokei/kakushu/dv.html)

【資料5】児童相談所相談対応件数と推移 厚生労働省「児童相談所相談対応件数と推移」

◆児童虐待件数は5年前の2倍以上

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000174478.pdf>

児童虐待相談対応件数が、28年度には12万件(122,578件)を超え、5年前(23年度59,919件)の2倍以上となっている。特に、児童が同居する家庭で配偶者暴力を見聞きする面前DVによる心理的虐待による警察からの通告の増加している(「児童相談所相談対応件数と推移」)。



年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (速報値)	
件数	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578	
対前年度比	-	108.3%	108.9%	105.0%	103.6%	-	-	111.3%	110.6%	120.5%	116.1%	118.7%

注)平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

【資料6】親子断絶防止法案—その後「共同養育支援法案」

父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案。離婚時に子との面会交流、養育費の分担を書面で取り決める。父母と子の定期的な面会交流を実施するなどの法案。DV や虐待が離婚に関わる場合、子への心理的影響が大きいと考えられ、子の最善の利益の配慮等をめぐり、議論されている。

【同行支援の必要性と現状】

DV被害者は被害から逃れた後、離婚や親権についての調停や裁判、行政への住民票等の措置や様々な支援の申出、治療での通院等が必要となります。しかし、DV被害者は、一時的に回復したかに見えても、トラウマ、フラッシュバック、支援現場での二次被害等により、人との対応に恐怖感や不安を覚え、記憶障害や思考の整理がしにくい等の困難状況に陥る場合も多いのです。そのため、当事者に寄り添い、同行し、対応する人や機関との橋渡し、被害者の権利を擁護する長期的・継続的な同行支援が必要不可欠となります。実際に、家庭裁判所や法律事務所、役所等への同行は上位を占めている(資料7)。後述のII同行支援の現状分析に詳細があります。

同行支援は、単にDV被害者に付き添うことを意味するだけではありません。被害者の身を守り、被害者一人では対応できにくい場面で、被害者の権利を擁護する支援であり、被害者の回復・自立に向けた、なくてはならないアドボカシーとしての意味があります（資料8）。

DV被害者は安全確保のため加害者から逃れ、それまでの居住地を離れて、他地域で生活せざるを得ない。自立した生活をするための様々な行政手続き、離婚裁判など調停・裁判など法続き等は広域にわたり、同一区市だけの支援では困難であるそのため、支援は広域的になることが一般的です。そのような状況で、民間支援団体は、連携することで、広域的な同行支援の要望に、柔軟に対応しています。

また、特に外国人被害者の場合、様々な手続き等には、10回以上かかる同行もよくあり（資料9、資料10）、通訳と同行支援が欠かせません。援する民間団体の中には、複数言語に対応する通訳・支援者もあり、増加する在住外国人被害者に対し、迅速な同行支援が可能となっているのです。

### 【資料7】同行支援の同行先

同行先は、家庭裁判所、法律事務所、区役所・市役所の窓口、福祉事務所、医療機関、不動産屋、警察、ハローワーク、学校・教育委員会、入国管理局・大使館、日常生活に必要な場所など様々である。特に法律事務所、区役所・市役所の窓口、家庭裁判所の3か所でほぼ半数を占める（本同行支援事業集計より）。

### 【資料8】アドボカシーとは

・アドボケターとは、声を奪われた被害者の権利を擁護し、必要に応じて同行支援を行う人。

アドボカシー（advocacy）やアドボケイト（advocate）は、被害者の一番近いところに居続けること、あるいは被害者の回復や法的解決のための闘いの伴奏者であること。…アドボケターとは、声や言葉をあげる人に呼ばれ、それに応えながら共に歩む人ということになる。

アドボケイトの4つの定義

- 1 声や言葉を奪われて自分の意思や意見を声を出して伝えられない人と共に歩むこと。
- 2 その人の権利を擁護すること。
- 3 その人の声が戻ってくることを待つこと。
- 4 必要に応じて同行支援を行うこと。

（『アドボケター養成プログラム』FTC シェルター刊 2007年）

・弱い立場にある人の「生活と権利を擁護するために、その知識と技術を駆使して、主として行政・制度や社会福祉機関・施設の柔軟な対応や変革を求めて行う専門的・積極的な弁護活動」と言われる（秋山智久「権利擁護とソーシャルワーカーの果たす役割『社会福祉』1999年）。

・アドボカシーに基づく同行支援は、行政が実施する法制度の枠外の支援までを視野に入れた活動で、被害者にとって必要であるといわれる（岩瀬久子「DV被害者に対する民間支援団体のアドボカシー活動」『奈良女子大社会学論集』2010年）。

### 【資料9】DV・DV被害者の多様化への対応、困難事例の増加

①10回以上かかる同行の例：よくあるケース

ほとんど日本語が話せない又は、理解力が低いDV被害者への同行（外国籍女性、知的障がい者への同行）

- 1回 医療機関への同行 初診受付、受診、各種精密検査

- 2回 受診、診断書受け取り、検査結果聞く、投薬
- 3回 居住地警察署、配偶者暴力相談支援センターへの相談、DV 相談証明書発行
- 4回 生活相談への同行 福祉事務所 生活保護の相談、制度の説明、挙証資料収集、生保申請 保険、年金、手当の手続き窓口
- 5回 緊急一時保護施設の生活 保護施設のルール説明 注意事項 危険度チェック、買い物動向
- 6回 携帯電話新規契約同行
- 7回 法的手続きへの同行 法律事務所同行、法テラスの説明、離婚の流れ、年金分割、慰謝料など
- 8回 調停申し立てへの同行 事実確認、証拠収集、陳述書作成
- 9回 第1回離婚調停 家庭裁判所同行 保護施設から家庭裁判所送迎同行
- 10回 第2回離婚調停 家庭裁判所同行 保護施設から家庭裁判所送迎同行
- 11回 居所確定のための同行 転宅のための居処探し 安全地域、転宅希望地域のアパート探し

## ②DV・DV 被害者の多様化への対応が求められる

同行依頼者には暴力被害の影響で PTSD：心的外傷後ストレス障害、うつ、パニック障害など医療的ケアを必要とする人たちが 1 割以上となっている（本同行支援集計、H26 年度）。全国でうつ病などで通院している人の割合 0.65%（厚生労働省「患者調査の概況」H27 年）を遥かに上回っている。また、危険度が高い事例の増加（面会交流での同行支援ニーズの増加予想）などがあり、それに対応する支援員の安全や経済的な保障が必要となる。